

お客さまへのお願い

治療経緯、内容等をお客さまや
医療機関に確認させていただくことがあります。



ご提出いただいた書類では情報が足りない場合、治療経緯、内容等をお客さまや医療機関に確認させていただく場合がございますのでご了承ください。(これを「事実確認」といいます。)

事実確認の一般的な流れ

1. お客さまとの面談

- 当社が委託する確認会社の担当者が訪問し、治療を受けられた経緯やこれまでの病気、ケガ等について質問させていただきます。
- 面談の際には「同意書(承諾書)」のご記入をお願いしています。(医療機関等への確認に同意いただいたことの証明として医療機関等へ提出します。)

2. 医療機関への照会と回答

- 診断書の記載内容や治療内容などについて、医療機関等に面談、文書等により照会いたします。
- 医療機関等からの回答には多くの場合、1か月程度の日数がかかります。
- さらに日数がかかる場合は当社の担当者からお客さまへご連絡いたします。

3. お支払い内容の確定

お客さまや医療機関等への確認の結果を受けて、お支払い内容を決定いたします。

生命保険

糖尿病の方の 医療保険 BLUE

糖尿病患者向一時金給付医療保険

給付金お手続きガイド

ご不明点はお問い合わせください

カスタマーセンター

お問い合わせは契約者ご本人さまからお願いします

0120-566-203

受付時間

月曜日～金曜日
9:00～17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

1 ご請求からお支払いまでの流れ

入院や手術を受けられた場合は、契約者ご本人さまからご連絡ください。



カスタマーセンター

通話料無料 **0120-566-203**

受付時間 月～金 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページ

ひまわり生命保険金給付金請求

検索

<https://www.himawari-life.co.jp/customer/seikyuu/>

STEP1 当社へご連絡

お客さま

当社

- 契約者ご本人さまからご連絡ください。
- ご連絡いただいた際に以下の項目を伺います。
お手元に「保険証券」などをご用意いただくとスムーズにお答えいただけます。

保険証券番号

手術名および手術日

入院期間

請求の原因(事故・病気)

請求書類の送付先(住所・宛名・日中の連絡先)

STEP2 必要書類のお届け

当社

お客さま

- お申出内容をご契約内容から手続き方法をご案内のうえ必要な書類をお送りします。

STEP3 必要書類の準備・提出

お客さま

当社

- 医療機関(病院など)に診断書などの発行をご依頼ください。
- 診断書の発行や公的書類の交付等にかかる費用はお客さまのご負担となります。

STEP4 お支払い

当社

お客さま

- 必要書類が当社に到着した日の翌日から5営業日以内にお支払いします。
- ご契約の保険約款に従い、給付金などをご指定の口座にお支払いします。

- ご提出いただいた書類の内容によっては、当社より直接医療機関等へ確認させていただく場合もございます。
この場合、ご提出いただいた書類が当社に到着した日の翌日から60日以内にお支払いします。
(特別な照会・調査が必要となる場合は、内容に応じてお支払い期限が異なります。)
- 未払込保険料がある場合は、給付金から未払込保険料を差し引いてお支払いする場合がございます。
- ご契約の内容により、給付金をお支払いできない場合もございます。
- 当社所定の診断書原本をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象となるものがまったくなかった場合、診断書代金をお支払いします。

2 必要な書類を準備する

- 必要な書類をお取り揃えいただき、当社あてにご提出ください。
- 「診断書」の発行や、公的書類の交付等にかかる費用はお客さまのご負担となります。

1 入院・手術を受けたとき

必ず提出ください

保険金・給付金等請求書

同意書

入院・手術・通院等証明書
(診断書)

- 契約者ご本人さまがご記入ください。

- 契約者ご本人さまがご記入ください。

- 当社所定の診断書をご提出ください。
診断書の記入を医療機関にご依頼ください。

当社所定の診断書以外でご請求いただける場合があります。

他の生命保険会社の診断書をお持ちの方は、
診断書原本またはコピーをご提出ください。(*)

受けられた手術やご請求の内容によっては、診断書の代わり
の書類でご請求いただける場合があります。2をご確認ください。

※ご提出いただいた診断書の記載内容だけではお支払いの判断ができない場合は、あらかじめ当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」
のご提出をお願いする場合があります。

2 診断書の代わりの書類でご請求できるか確認する

ご請求の内容によって、診断書の代わりの書類でご請求いただける場合があります。
以下の質問にお答えいただき、診断書の代わりの書類でご請求可能かご確認ください。

スタート

「心疾患または脳血管疾患」で
入院または手術を受けましたか?

はい

当社所定の診断書が
必要です。

いいえ

先進医療または放射線治療を
受けましたか?

はい

診断書の代わりの
書類でご請求いただけます。

P.3の A へ
「手術給付金を含むご請求」
をご確認ください。

いいえ

手術を受けましたか?
(心疾患または脳血管疾患以外)

はい

P.3の B へ
「入院一時金のみのご請求」
をご確認ください。

いいえ

3 診断書の代わりの書類

2 ページのチェックの結果、診断書の代わりの書類でご請求いただける方は、以下の書類をご準備ください。

A 手術給付金を含むご請求

治療状況報告書と領収証コピー、診療明細書コピーをすべてご提出ください。



- 手術名が確認できるものがが必要です。
- 入院一時金のご請求がある場合、入院期間が確認できるものが
必要です。
- 領収証コピーがない、または診療明細書コピーに入院期間が記
載されていない場合は、退院証明書のコピーをご提出ください。

B 入院一時金のみのご請求

治療状況報告書と入院期間が確認できる領収証コピーをすべてご提出ください。



- 入院期間が確認できるものがが必要です。
- 領収証コピーがない場合は、診療明細書コピーまたは退院証明書
コピーのいずれかをご提出ください。

※ご提出いただいた書類の記載内容だけではお支払いの判断ができない場合は、あらかじめ当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」のご提出をお願いする場合があります。

※放射線治療、先進医療を受けている場合、心疾患または脳血管疾患の治療を受けている場合は、当社所定の「入院・手術・通院等証明書(診断書)」のご提出が必要です。



治療状況報告書とは?

当社所定の用紙で、傷病名や入院期間などをお客さまご自身で
ご記入いただく書類です。

診療明細書とは?

医療機関の会計窓口で受け取ることができる明細書のこと、
治療中に受けた検査や手術、投薬などの詳細な情報が記載さ
れています。

※診療明細書の発行には、手数料が生じる場合があります。その場合の手数料
はお客さまのご負担となります。



4 お手続きでお困りのときには

指定代理請求人による請求

次のケースのような契約者ご本人さまが請求できない事情がある場合に、あらかじめ指定された「指定代理請求人」によるご請求の制度があります。

ケース①

契約者ご本人さまが事故や病気などで昏睡・寝たきり
の状態となり、ご自身で請求の意思表示ができない。

ケース②

治療上の都合で、契約者ご本人さまが「がん」などの病
名や余命の告知をされず、ご家族のみが知っているた
め、ご自身で請求の意思表示ができない。

指定代理請求人をあらかじめ指定している場合

契約者ご本人さまに代わって、ご請求いただけます。

必要書類が異なるため、ご請求時は必ず事前にカスタマーセンターにご相談ください。

※指定代理請求人は、請求時に当社で定める範囲内の方であることが必要です。

ご請求手続き支援サービス

ご請求される方がご高齢の方(70歳以上の方)や障がいをお持ちの方で次のケース①、②のような事情
がある場合には、お客さまの事情に応じてご請求手続きに関する支援をいたします。

ケース①

歩行が困難で病院に診断書を取りにいけない。

ケース②

請求書類の記入方法がわからない。

医療機関からの診断書取得を代行します。

書類の記入でお困りの場合は、
当社担当者がお電話で記入方法をご案内します。

※診断書代金はお客さまの負担となります。当社が診断書を代行して取得する際に発生する診断書代金は、お支払いする保険金・給付金から控除させて
いただきます。

※お申し出内容によっては、サービスをご利用いただけない場合がございますので、ご了承ください。

成年後見制度サポート(司法書士紹介制度)

次のケース①、②のような事情の場合には、司法書士をご紹介します。

ケース①

指定代理請求人を指定しておらず、代理人による請求
ができない。

ケース②

成年後見人を選任したいが、どうすればいいのかわか
らない。

- 契約者ご本人さまによる給付金のご請求が困難で、指定代理請求人の指定がない等、代理の方によるご請求が
できない場合は、成年後見人を選任する必要があります。
- 専門機関である公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートと協定し、司法書士をお客さまにご紹介する
ことが可能です。(司法書士との相談等は有料となります。)



各種サービスの利用を希望する際は、カスタマーセンターへ
ご連絡ください。

5 お受け取りできる事例とできない事例

事例

1

正しい告知をしなかった場合

【入院一時金・手術給付金など】

ご加入前の
「肝がん」での
入院について、
告知せず加入

1年後

加入後に「**原発性
肺がん**」が**原因で**
入院・手術を
された場合

**○ お受け取り
いただけます**

ご加入前の
「肝がん」での
入院について、
告知せず加入

1年後

加入後に「**肝がん**」が**原因で**
入院・手術を
された場合

**× お受け取り
いただけません**



ご契約の際は、その時の被保険者の健康状態を
正確に告知いただく必要があります。

故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容を告知した場合は、ご契約は解除となり、給付金等はお支払いすることができません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因となった傷病との間に全く因果関係が認められない場合は、給付金等をお支払いします。

事例

2

複数回の入院

【入院一時金】

「糖尿病」で14日入院後、前回の入院開始日の翌日から
180日経過した後に再び同じ「糖尿病」で入院された場合

入院開始日の翌日から180日目



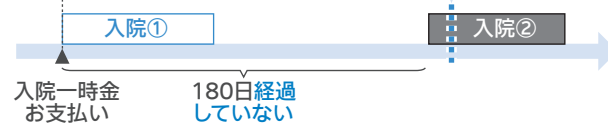
**○ お受け取り
いただけます**

入院①は、入院一時金をお支払いできます。

入院②は、入院①の入院開始日の翌日から数えて
180日経過後の再入院のため、新たな入院とみなし、
入院一時金をお支払いできます。

「糖尿病」で14日入院後、前回の入院開始日の翌日から
180日以内に再び同じ「糖尿病」で入院された場合

入院開始日の翌日から180日目



**× 入院②はお受け取り
いただけません**

入院①は、入院一時金をお支払いできます。

入院②は、入院①の入院日の翌日から数えて180日が経過
していないため、入院①と通算されます。その結果入院①と
入院②は1回の入院となり、入院②は入院一時金をお支払
いできません。



入院開始日の翌日から起算して180日以内に同一の病気(また
は医学上重要な関係があると認められたとき)により再入院した
場合、1回の入院とみなします。

事例

3

お支払いできない手術

【手術給付金】

代表的な手術種類別に、手術給付金をお支払いできる場合、できない場合を一例として掲載します。

- 半月板切除術
- 虫垂切除術
- 痔核根治手術・痔ろう根治手術
- 帝王切開術
- 子宮筋腫手術
- 内視鏡的大腸ポリープ切除術

- 創傷処理
- デブリードマン
- 皮膚切開術
- 鼻骨骨折非観血的整復術
- 抜歯手術
- 鼻粘膜焼灼術

**○ お受け取り
いただけます**

**× お受け取り
いただけません**

※手術によっては、60日の間に1回の給付を限度とするものや手術を受けた初日のみお支払いするものがあります。

事例

4

治療以外の手術の場合

【手術給付金】

治療を目的とした手術ではないもの(例)

- 美容整形手術
- 正常分娩
- 診断・検査のための手術
- 神経ブロック(注射)

**× お受け取り
いただけません**



手術給付金は、病院または診療所で所定の手術を受けられた
場合にお支払いする給付金です。

所定の手術とは、約款に定めのある手術で、**治療を目的とした手術**であることをいいます。たとえば美容整形
目的の手術などは「治療を目的とした手術」には該当しません。

事例

5

治療以外の入院の場合

【入院一時金】

治療を目的とした入院ではないもの(例)

- 美容上の処置のための入院
- 疾病を直接の原因としない不妊手術のための入院
- 治療処置をともなわない人間ドック検査のための入院

**× お受け取り
いただけません**



入院一時金は、約款所定の病気やケガなどの治療を目的として
入院された場合にお支払いするものです。

そのため**治療を目的とした入院**に該当しない場合にはお支払いできません。
※身体の異常を原因とした**医師の指示による検査のための入院**は、治療の一環としてお支払いします。